

地域少子化対策重点推進交付金(国令和4年度第2次補正予算分) 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 鏡石町 (都道府県: 福島県)
本事業の担当部局名 企画財政課

事業メニュー: 結婚新生活支援事業
区分: 結婚新生活支援
関連事業メニュー: 4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)
個別事業名: 鏡石町結婚新生活支援事業
実施期間: 交付決定日 ~ 令和6年3月31日
対象経費支出予定額: 3,000,000 円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け: (地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) 全国的な少子高齢化に伴い、当町でも平成22年をピークにゆるやかに人口減少が進んでいる。その一方で、現在も一定数のファミリー層や若い世代の流入があり、近年(H23年からH30年)の人口動態の状況を見ると自然動態による減少であった。しかし、令和2年度の出生数は75人となり、これまで毎年100人近くの出生数であったのが大幅に減少しており、子どもを産み育てることに不安を持つ親が増えていることから、総合的な少子化対策が必要とされている状況である。鏡石町第6次総合計画では、「子育て・健康・福祉～全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり～」を基本目標の1つとし、大綱には「子育て環境の充実」を掲げ、幼児教育・保育無償化や子ども医療費助成事業、その他母子保健事業等の充実を図り、各種事業に取り組んでいる。その中で本事業は、経済的な不安からパートナーとの結婚に踏み出せない方に対して支援を行い、結婚・出産・子育てと切れ目のない支援を行うための事業の1つである。家賃補助や住宅取得費も対象となる結婚新生活支援事業に取り組むことで経済的な負担を軽減し、家計を支援することで少子化対策の推進に繋げていきたい。
(本個別事業における現状と課題)
(課題への対応)
1. 概要
【補助対象要件】
・所得要件 [x] 夫婦の合計所得が500万円未満 [] 自治体独自基準の場合
・年齢要件 [x] 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 [] 自治体独自基準の場合
【補助上限額】
29歳以下の場合 [x] 各費用に係る合計が60万円 [] 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合 [x] 各費用に係る合計が30万円 [] 自治体独自基準の場合
【対象費目】
[x] 家賃 [x] 住宅購入費用 [x] リフォーム費用 [x] 引越費用
【その他独自要件】
2. 申請見込
①新規世帯見込
上記のうち 6 世帯
とも29歳以下 4 世帯
左記以外 2 世帯
【積算根拠】
R4年度実績見込数により算出
①4件(世帯数)×60万(補助上限額)×1/2(補助率)=120万
②2件(世帯数)×30万(補助上限額)×1/2(補助率)=30万 ①+②=150万
※見込み8件のうち夫婦共に29歳以下世帯が4件、その他世帯が4件でありその他世帯においては、婚姻を機に退職し無職のため該当となった世帯が2件であった。年齢が高くなるほど所得が上がる傾向があるためR4年度の実績見込数を考慮し、R5年度の新規世帯見込数を6世帯とする。
【令和4年度申請状況】
(令和4年4月～令和5年3月)
申請 実績 世帯数 9 世帯
②継続補助見込
見込世帯数 0 世帯
対象経費支出予定額 0 円
3. 広報の実施予定
町ホームページ及び広報を活用した事業周知、来庁者や婚姻届けの提出時に周知を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		つどいの(子育て)広場の利用者数	件	1,900 (R8)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.38 (R3年度)	
	婚姻件数	件	49 (R3年度)	
	婚姻率		3.92 (R3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	80
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページへの掲載 広域圏等の公共施設でのチラシの配布・掲載等の依頼			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内企業、不動産業者に対し周知・職員への広報依頼			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。